

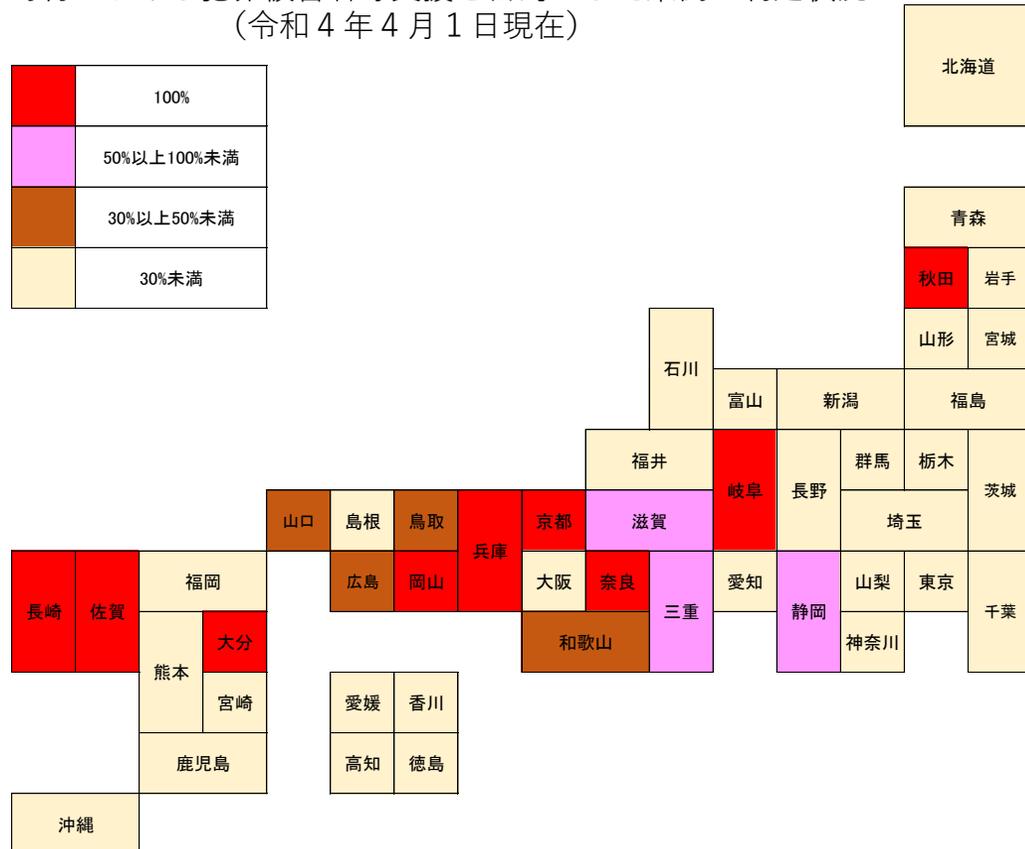
地方公共団体における犯罪被害者等支援の推進

犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況

【施策番号166】

	都道府県 (47団体)		政令指定都市 (20団体)		市区町村 (1,721団体)	
	数	割合	数	割合	数	割合
R2.4	21	44.7%	7	35.0%	326	18.9%
R3.4	32	68.1%	8	40.0%	384	22.3%
R4.4	39	83.0%	11	55.0%	453	26.3%

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況
(令和4年4月1日現在)



犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業の実施状況

【施策番号170】

地方公共団体（都道府県・政令指定都市）と共催で、犯罪被害者等支援体制の更なる底上げを図るとともに、地域間連携を促進するための事業

《令和4年度開催状況》

埼玉県 支援施策及び体制の構築に関する研修等

条例制定・見舞金制度導入・市区町村との連携に向けた講演・パネルディスカッション等

長野県 支援者向け研修等

犯罪被害者等が置かれた状況・支援の重要性・市区町村における支援等に関する講演等

福岡県 二次的被害防止のための

啓発ツール作成等

鹿児島県 支援ハンドブックの改訂等



福岡県で作成された二次的被害防止のための啓発ツール（イメージ）



条例の制定、見舞金制度の導入及び専門職の配置状況

	100%		30%～49%
	50%～99%		1～29%

令和4年4月1日 現在

地方公共 団体名	市区町村数	条例の制定状況				見舞金制度の導入状況		専門職の配置状況	
		都道府県		市区町村		都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
		条例の 制定数	うち 特化条例	条例の 制定数	うち 特化条例				
北海道	179	○	○	178	9	—	4	○	11
青森県	40	○	○	2	2	—	1	—	1
岩手県	33	○	—	0	0	—	0	—	2
宮城県	35	○	○	7	7	—	7	—	3
秋田県	25	○	○	25	25	—	25	—	0
山形県	35	○	○	2	2	—	1	—	0
福島県	59	○	○	3	3	—	3	—	6
茨城県	44	○	○	10	3	—	3	—	0
栃木県	25	○	○	7	7	○	8	—	0
群馬県	35	○	○	3	3	—	3	—	0
埼玉県	63	○	○	18	17	—	14	○	2
千葉県	54	○	○	7	4	○	6	—	0
東京都	62	○	○	5	4	○	1	○	7
神奈川県	33	○	○	7	6	—	7	○	3
新潟県	30	○	○	21	8	—	17	—	0
富山県	15	○	○	1	0	—	1	—	0
石川県	19	○	○	16	4	—	19	—	0
福井県	17	○	○	2	1	○	1	—	0
山梨県	27	○	—	10	1	—	1	—	0
長野県	77	○	○	1	1	○	1	○	11
岐阜県	42	○	○	42	42	○	42	—	0
静岡県	35	○	○	19	18	—	17	—	1
愛知県	54	○	○	8	2	○	4	—	1
三重県	29	○	○	23	23	○	24	—	0
滋賀県	19	○	○	19	18	—	19	○	2
京都府	26	○	—	26	26	—	26	○	1
大阪府	43	○	○	7	3	—	7	—	7
兵庫県	41	○	—	41	41	—	41	—	2
奈良県	39	○	○	39	39	—	39	—	2
和歌山県	30	○	○	12	12	—	12	—	3
鳥取県	19	○	—	8	8	—	8	—	1
島根県	19	○	—	0	0	○	0	—	0
岡山県	27	○	○	27	27	—	20	—	6
広島県	23	○	○	9	9	—	11	—	0
山口県	19	○	○	8	8	—	3	○	1
徳島県	24	○	○	1	1	○	1	○	0
香川県	17	○	○	0	0	○	0	—	2
愛媛県	20	○	—	0	0	—	0	○	1
高知県	34	○	○	6	1	○	0	○	0
福岡県	60	○	○	15	14	—	14	○	6
佐賀県	20	○	○	20	20	—	20	○	2
長崎県	21	○	○	21	21	—	21	—	0
熊本県	45	○	○	3	2	○	1	—	2
大分県	18	○	○	18	18	—	18	—	1
宮崎県	26	○	○	5	4	—	5	—	2
鹿児島県	43	○	○	2	0	—	0	—	7
沖縄県	41	○	—	0	0	—	0	—	6
全国	1,741	47	39	704	464	13	476	13	102

※ 市区町村数には政令指定都市も含む。

※ 区は東京都の特別区をいう。

各種公費負担制度の充実のための取組

犯罪被害者等の一時避難場所借上げに要する経費の公費負担【施策番号29】

<概要>

自宅が犯罪行為の現場となり破壊されるなど、居住が困難で、かつ、犯罪被害者等が自ら居住する場所を確保できない場合等に一時的に避難するための宿泊場所に要する経費

犯罪被害者等のハウスクリーニングに要する経費の公費負担【施策番号29】

<概要>

自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費

犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担【施策番号15】

<概要>

犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、公認心理師、臨床心理士等を受診した際の診療料及びカウンセリング料

※ 警察庁において、これらの経費を都道府県警察に補助しており、都道府県警察において、これら経費に係る公費負担制度を運用している。

各都道府県警察における運用状況を調査したところ、全国的に同水準で行われているとは言い難い状況が判明

複数の都道府県警察において、宿泊日数の上限を設定

複数の都道府県警察において、支給額の上限を設定

複数の都道府県警察において、投薬料、入院費が支給の対象外



できる限り全国的に同水準を確保するとともに、その底上げを図るよう、通達を発出するなどして、都道府県警察への指導を徹底

【方針】 宿泊日数の上限の撤廃、又は上限を設定する場合には必要に応じて日数の延長を可能とする

【方針】 支給額の上限の撤廃、又は上限を設定する場合には必要に応じて上限を超えて支出を可能とする

【方針】 投薬料、入院費を支給の対象とする

<令和5年度予算案>
25百万円（前年度比8百万円増）

<令和5年度予算案>
17百万円（前年度比12百万円増）

<令和5年度予算案>
73百万円（前年度比44百万円増）

子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022概要

現行プラン

平成29年4月、犯罪対策閣僚会議において、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを視野に入れたプランを決定

情勢・課題

- ・加害者との接触を媒介するツール等の普及、多様化等
- ・SNSに起因する児童買春事犯・児童ポルノ事犯が高水準で推移
- ・国際社会との連携・情報発信強化の必要性 など

新プランの策定

- ・現行プランの6つの柱を維持しつつ、各柱の施策について、今後継続すべき施策に現在の情勢・課題を踏まえた施策を新たに追加
- ・今後5年間を目途に現行法を前提として取り組むべき施策を取りまとめ
- ・進捗状況についてフォローアップを実施

新規追加施策

1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化

- 地域の関係機関への情報発信等を通じ、地域の関係機関・団体等の連携・協力による児童の性的搾取等の撲滅に向けた取組の促進
- 児童買春等の法令違反のサービス提供が行われないよう、旅行業者等による自己点検や国・地方公共団体による立入検査を通じた指導の実施
- 「若年層の性暴力被害予防月間」を実施し、関係府省、地方公共団体、関係団体等と連携・協力し、A V出演被害、「JKビジネス」等の若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や被害に遭った場合の相談先の周知を推進
- 虐待、性的搾取等・性暴力等の分野における取組を取りまとめた「子どもに対する暴力撲滅行動計画」に基づく、関係府省庁の連携した取組の実施

2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援

- 性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」をはじめとする生命の尊さを学び生命を大切にしている教育などの推進

3. 児童の性的搾取等に使用されるツールや場所等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進

- SNS事業者団体の青少年保護活動に参画し、被害実態に関する情報提供を行うとともに、個々の事業者における自主的な対策強化を促進
- SNS上の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進するとともに、AI技術の活用など効果的な手法の導入を検討
- 官民が連携し、AV出演被害問題・「JKビジネス」・援助交際等の性的搾取等の根絶を目指し、被害防止に係る取組を推進
- 被害場所の実態把握、被害場所に関する分析を実施し、関係府省庁の協力を得て関係団体等へ情報を提供

4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進

- 児童相談所、教育機関、法務局等において面接等に加え、SNSの活用による相談しやすい環境整備を実施

5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生

- 矯正施設に収容中の性犯罪者等について、矯正施設収容中から医療機関等の医師や社会福祉士等の専門家による面接を実施し、個々人の特性やニーズに応じた医療機関等による多様な方法、内容による退所後の治療等につなげ、再犯防止を推進
- 刑事手続の終了後も、地域社会において性犯罪者に対するカウンセリング等再犯防止に向けた支援が提供されるようにするなど、国と地方公共団体とが連携した性犯罪者の再犯防止対策の推進
- 仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着義務付けなど、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を踏まえた所要の検討を実施

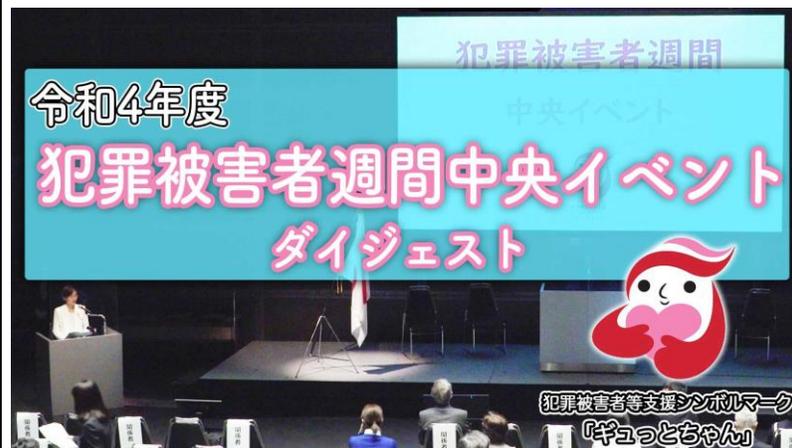
6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化

- 過去40年間の懲戒免職処分歴等の情報検索が可能な「官報情報検索ツール」の更なる活用の促進や児童生徒に対して性暴力に及んだ教育職員の原則懲戒免職の徹底
- 保育士資格について、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討するとともに、性暴力等を行ったベビーシッターに対する業務停止命令等に関する情報を共有・公表する仕組みの構築を検討
- 教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討
- 児童が対象となる場合を含め、競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布等によるハラスメントについて、関係団体・関係省庁とも連携しつつ、問題に関する啓発等、防止に向けた取組を推進
- 子供に対する性被害に対処するための刑事法の整備について、性犯罪に対処するための法整備に関する法制審議会の審議結果を踏まえた所要の検討を実施

令和4年度 犯罪被害者週間における広報啓発活動

【施策番号258】

- 元競泳選手の萩野公介氏を起用したメッセージ動画を配信
- 11月29日に地方大会（川崎市）、30日に中央イベント（東京都）を開催
- 中央イベントについては、ダイジェスト動画を配信



ダイジェスト動画の
QRコード



メッセージ動画の
QRコード

調査研究の公表等 【施策番号11、105、228、273】

- 諸外国における犯罪被害者等への損害回復・経済的支援制度に関する調査
→ 令和4年7月に実施。警察庁ウェブサイトに結果概要を掲載
- 犯罪被害類型別調査
→ 次回調査を令和5年度中に実施予定

被害者連絡協議会における広報啓発活動等

【施策番号183】



選手を招いたポスター完成披露写真撮影会
(埼玉県)



試合観戦への招待 (埼玉県)

○ 諸外国における犯罪被害者等への損害回復・経済的支援制度の概要

国名	日本	アメリカ	イギリス (イングランド、ウェールズ、スコットランド)	フランス	ドイツ
制度	犯罪被害給付制度	犯罪被害者補償制度	犯罪被害補償制度	国家補償制度	犯罪被害者補償制度
所管	警察庁	連邦司法省	司法省	テロ行為及びその他犯罪の被害者補償基金 犯罪被害者補償委員会	連邦労働・社会省
対象	人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失犯を除く)により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない犯罪被害者又はその遺族に対して、国が社会連帯共助の精神に基づき、見舞金的な性格の給付金を支給するもの	・殺人事件の遺族 ・暴力犯罪の被害者 ・飲酒運転や家庭内暴力等の特定の犯罪による被害者	関連する場所で行われた暴力犯罪の直接の被害者であることに直接起因する犯罪被害を受けた場合	・人に対する重大な侵害(死亡)(永続的な身体機能障害、1か月以上の完全労働不能)(強制性交、性的攻撃又は未成年者に対する性的侵害、人身売買) ・人に対する軽度な侵害(1か月未満の完全労働不能)又は物に対する侵害	自己又は第三者に対する故意による違法な暴力行為
支給基準	・遺族給付金: 犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出 ・重傷病給付金: 負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額+休業損害を考慮した額 ・障害給付金: 犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出	・身体的損傷に起因する医療費(カウンセリング費用を含む) ・身体の傷害に起因する逸失利益 ・死亡に起因する葬儀費用 等	暴力犯罪の結果として生じた傷害や影響による(上限50万ポンド[約7049万円]) ・傷害手当 ・逸失利益 ・特別経費 ・遺族給付金 ・児童手当 ・扶養手当 ・葬儀の支払 ・死亡時のその他の支払	・人に対する重大な侵害: 上限なし ・人に対する軽度な侵害又は物に対する侵害: 上限4342ユーロ[約55万円]	健康上及び経済上の被害の規模による
総件数	(2021年度) 288件(支給裁定に係る被害者数)	(2020年度) 217,368件(請求数)	(2020年度) 14,188件	(2020年) 15,004件	所管庁で把握せず
総額	約10億887万7000円	3億6771万171米ドル [約379億356万円]	1億5193万1221.9ポンド [約214億1926万円]	3億1020万ユーロ [約391億4414万円]	(2020年) 約3億7900万ユーロ [約478億2601万円]
平均額	約350万3000円	約1692米ドル [約17万円]	約1万708ポンド [約151万円]	約2万674ユーロ [約261万円]	所管庁で把握せず
財源	国家予算(一般財源)	基金(連邦レベルの罰金や科料、寄付金等)等	国家予算(税金)	基金 (個人の損害保険契約からの分担金、資産運用益、加害者からの求償)	連邦予算40%、州予算60%
損害賠償との調整	調整あり	調整あり	調整あり	調整あり	調整あり
犯罪認知件数 ㊦殺人 ㊧傷害 ㊨強盗 ㊩強制性交等・強制わいせつ	(2021年) ㊦874件(未遂を含む) ㊧18,145件(うち致死63件) ㊨1,138件(致死傷を含む) ㊩5,671件(致死傷を含む)	(2019年) ㊦16,425件 ㊧821,182件 ㊨267,988件 ㊩139,815件	(2021年度)(スコットランドは含まず) ㊦1,740件(うち未遂1,030件) ㊧565,573件 ㊨66,288件 ㊩194,683件	(2021年) ㊦1,026件 ㊧306,700件 ㊨260,900件 ㊩75,800件	(2021年) ㊦2,091件(うち未遂1,545件) ㊧483,703件(うち致死等71件) ㊨14,556件(うち致死2件) ㊩46,477件(うち致死等3件)
備考			刑事裁判所は、有罪判決時に賠償命令を科すことができ、支払わない者を追跡し、刑事罰や金銭的罰則の回収を確実にするために様々な手段を用いて権限内のあらゆる手段を尽くす。	補償条件を満たさず、刑事裁判所で損害賠償を認める確定判決を得ている場合、別途補償支援を行う制度(1000ユーロ[約13万円]以下は全額、1000ユーロ超のときは賠償金の30%(最高3000ユーロ[約38万円]))がある。	

※ 換算レートは、2021年1月4日現在(1米ドル=103.08円、1ポンド=140.98円、1ユーロ=126.19円、1豪ドル=79.26円、100ウォン=9.51円、1クローネ=12.04円、1クローナ=12.56円)を採用

※ 平均額につき、回答が得られなかった場合には、総額を総件数(請求数・申請数)しか判明していない場合は(同数)で除した数字を記載

※ 犯罪認知件数につき、刑罰法令が異なることから、各件数は、日本における㊦ないし㊩の罪名に相当し得る、あるいは、類似の犯罪の件数を記載

国名	イタリア	オーストラリア (ニューサウスウェールズ州)	韓国	ノルウェー	スウェーデン
制度	マフィア型犯罪及び故意による暴力犯罪の被害者のための連帯制度	NSW州犯罪被害者支援制度	犯罪被害救助金制度	暴力犯罪被害者補償制度	犯罪被害補償制度
所管	マフィア型犯罪及び故意による暴力犯罪の被害者のための連帯委員会等	NSW州コミュニティ司法省	法務部	法務公安省等	犯罪被害補償庁
対象	故意による自然人に対する暴力を伴う犯罪により ・死亡した場合 ・重傷若しくは極めて重傷の場合	暴力犯罪	故意犯罪により ・死亡した場合 ・重傷を負った場合 ・障害が残った場合	生命、健康又は自由を脅かす犯罪により ・個人の負傷 ・遺族	制限なし
支給基準	・殺人:5万ユーロ[約631万円]+医療費(上限1万ユーロ[約126万円]) ・性暴力、極めて重大な障害:2万5000ユーロ[約315万円]+医療費(上限1万ユーロ[約126万円]) ・その他:医療費等(上限1万5000ユーロ[約189万円])	・殺人:経済的に依存している家族・18歳未満の子供1万5000豪ドル[約119万円]、両親・配偶者等7500豪ドル[約59万円] ・重大な性的暴行:1万豪ドル[約79万円] ・重傷を伴う暴行、性的暴行:5000豪ドル[約40万円] ・性的暴行未遂:1500豪ドル[約12万円]	基準金額×月数×倍数 ・基準金額:被害直前3か月の平均所得又は日雇い労働者月平均賃金 ・月数:死亡の場合は24~28か月、重傷害の場合は診断書上の月数、障害の場合は等級別に4~40か月 ・倍数:死亡の場合は遺族の数等により1/6~6/6、重傷害・障害の場合は家族の数等により3/6~6/6	国民年金基本額の60倍の額まで支給	i 心身に対する傷害による損害:社会保険基準額の20倍の額まで ・医療費、弁護士費用その他費用・逸失利益・苦痛・恒久的に残る傷害 (死亡の場合:葬儀費用その他費用、逸失利益、死亡により被害者と特に親しい関係にあった者に及ぼした損害) ii 人の尊厳に対する侵害:上限なし iii 財産の滅失(特別な場合のみ):社会保険基準額の10倍の額まで
総件数	(2021年) 424件(申請数)	(2020年度) 9,900件	(2021年) 202件	(2021年) 2,765件	(2021年) 4,040件
総額	487万9373.92ユーロ [約6億1573万円]	4330万豪ドル [約34億3196万円]	97億9214万7000ウォン [約9億3123万円]	4億5917万523クローネ [約55億2841万円]	約1億530万クローナ [約13億2257万円]
平均額	約1万1508ユーロ [約145万円]	約4374豪ドル [約35万円]	約4847万5975ウォン [約461万円]	14万3625クローネ [約173万円]	約2万6059クローナ [約33万円]
財源	基金 (国家予算からの拠出あり)	不明	基金	国家予算	国家予算(税金)
損害賠償との調整	調整あり	調整あり	調整あり	調整あり	調整あり
犯罪認知件数 ㊦殺人 ㊧傷害 ㊨強盗 ㊩強制的性交等・強姦 ㊪強姦	(2021年) ㊦301件 ㊧58,789件(うち致死30件) ㊨22,086件 (2020年) ㊩4,134件	(2021年4月~2022年3月) ㊦60件 ㊧60,042件 ㊨1,704件 ㊩14,065件	(2021年) ㊦658件 ㊧29,945件(うち致死70件) ㊨495件(うち致傷149件、致死16件) ㊩19,225件(うち致傷414件、致死1件)	(2021年) ㊦23件 ㊧1,629件 ㊨約750件 ㊩8,006件	(2021年) ㊦1,401件(うち未遂993件) ㊧82,391件 ㊨7,301件 ㊩10,349件
備考				補償金を支払うと、国が加害者に対する損害賠償請求を引き継ぎ、回収はノルウェー国家回収庁が行う。	強制執行庁は、債権者からの申請を受け、債務者の支払能力を調査し、支払能力がある場合には、債権が回収できるよう取り計らう。

※ カナダ(オンタリオ州)につき、調査を行ったところ、基金等を財源として葬儀代、現場清掃費、負傷にかかる補助等を支給する被害者支援制度が存するとの回答が得られたが、件数及び額等の回答が得られず